

すぐに保険料を納めなければ年金をもらえなくなってしまうケースもあるので、
できる限り早めにしらべましょう！

わたしももらえるかも！？ 年金記録3分チェックシート

●チェック1：なまえは民族名・日本名、朝鮮語読み・日本語読み、間違えやすい読み方もチェック！

民族名： 日本名： その他使用名：

住所： 電話番号：

在留資格：特別永住・永住・その他（ ）

●チェック2：年金記録がバラバラになっていたり、未加入と思いついていたり職歴を忘れていたりがあるので再度チェック！

①1962年1月1日以前生まれである はい・いいえ

生年月日： 年 月 日

②詳細な年金記録をもっていない（調べていない） はい・いいえ・わからない

③1945年以前の時期を含め、会社や工場・炭鉱等で勤めたり、教員や団体職員、パート等の勤務をした期間がある はい・いいえ・わからない

④保険料免除（全額・4分の3・半額・4分の1）申請を一度でもしたことがある はい・いいえ・わからない

⑤結婚後、妻/夫に会社員や教員、団体職員等の職歴がある
（ 年 月～ 年 月まで） はい・いいえ・わからない

⑥1982年1月～1991年3月の間、日本の大学・短大等に通った期間がある
（ 年 月～ 年 月まで） はい・いいえ・わからない

☞「はい」がひとつ以上あれば年金受給の可能性が大きくなります！

チェック後、思い当たる関連情報があれば空欄に記入し、担当の方に提出してください。

●自分で受給資格期間を計算してみましょう！

保険料納付済期間（ ）か月 + 免除期間（ ）か月 + カラ期間（ ）か月 = （ ）か月

- ①25年（300か月）以上→支給開始年齢に達していれば、いますぐ年金受給可能！
- ②10年（120か月）以上→2017年8月以降、年金受給対象者に！（9月分から支給）
- ③10年（120か月）未満→あきらめずに年金記録を調査、保険料後納などを検討

★年金記録の調査は代理で申請することが可能です（委任状が必要）。

より詳しく知りたい方は、「在日同胞のための年金Q&A」リーフレットをご参照ください。

リーフレットの内容は、在日本朝鮮人人権協会のサイトでもご覧になれます。<http://k-jinken.net/>



知っていますか？在日同胞の制度的無年金問題

1961年に全面施行された国民年金制度ですが、当初、外国籍の在日外国人は国籍要件により制度から除外されていました。1982年に国籍要件は撤廃されますが、「沖縄返還」時において、それまで年金制度の対象外であった沖縄在住者にとられたような救済的な経過措置が在日外国人にはとられませんでした。そのため、1926年4月1日以前生まれの在日同胞や、国籍要件撤廃時にすでに障害者となっていた20歳以上の在日同胞は、いまでも引き続き無年金状態におかれています。

★年金記録がバラバラになっている可能性や、未加入と思いついていたり職歴を忘れていたりがあるので、年金事務所で一度しっかりと年金記録を調べてみることをおすすめします。